

島根半島・宍道湖中海ジオパーク学術研究奨励事業募集要項

島根半島・宍道湖中海ジオパークの人文・社会科学および自然科学にかかわる調査研究活動を支援し、ジオパーク活動の活性化や持続可能な地域社会の形成に資することを目的として、大学等の学生または教員、研究者等を対象に島根半島・宍道湖中海ジオパークにかかわる調査研究を補助するもの。

1. 補助対象事業

島根半島・宍道湖中海ジオパークにかかわる調査研究で、次のいずれかに該当するもの。
島根半島・宍道湖中海ジオパーク内の人文・社会科学および自然科学にかかわる調査研究で、令和5年度で実績報告が可能な研究

- (1) 大地の成り立ち
 - A. 島根半島・宍道湖中海ジオパークの成り立ち（地史）の解明に関する研究
- (2) 独自の生態系
 - A. 島根半島・宍道湖中海ジオパークの生物相に関する研究
(例) 植生や生物相の調査、など
 - B. 島根半島・宍道湖中海ジオパークの生物相の形成要因の解明に関する研究
(例) 遺伝子を活用した生物相の分布変動の解明、など
 - C. 島根半島・宍道湖中海ジオパークの生物の保全・保護に関する研究
(例) 保全対象とする生物の生態解明、など
- (3) ジオパークに関わる歴史文化
 - A. 島根半島・宍道湖中海ジオパーク地域の歴史文化に関する研究
(例) 出雲国風土記と古代出雲文化の調査、など

2. 補助対象者

以下の個人もしくはグループ

- (1) 大学等に在籍する学生または教員
- (2) 研究機関等で研究活動に従事する者
- (3) その他、島根半島・宍道湖中海（国引き）ジオパーク推進協議会会長が認めた研究者

3. 補助金の額等

(1) 補助金の額

予算の範囲内で、1件あたり上限10万円

ただし、補助対象研究は、1補助対象者につき1件

(2) 補助対象経費

- ・島根半島・宍道湖中海ジオパークまでの交通費及び宿泊費（飲食費は対象外）
- ・島根半島・宍道湖中海ジオパーク内での調査研究に関わる移動経費および必要経費
(例) レンタカー代、調査研究にかかわるガイド料、宿泊費（飲食費は対象外）、
消耗品購入費など

- ・その他、島根半島・宍道湖中海(国引き)ジオパーク推進協議会会長が認めた経費
- (3) 補助率 10/10

4. 応募方法

次の書類を各1部島根半島・宍道湖中海(国引き)ジオパーク推進協議会事務局まで提出すること。

- (1) 島根半島・宍道湖中海ジオパーク学術研究奨励事業補助金交付申請書
- (2) 実施計画書
※実施計画書作成にあたっては、「1. 補助対象事業」を参考に、応募する事業がどのよう
に当ジオパークと関連しているか明記してください。
- (3) 収支予算明細書 ※任意様式
- (4) 研究者等略歴 / 在学証明書 (写)

5. 応募締切

令和5年6月30日(金) *必着

6. 申込先、問い合わせ先

〒690-8540 島根県松江市末次町 86

島根半島・宍道湖中海(国引き)ジオパーク推進協議会 事務局

(松江市役所文化振興課ジオパーク推進室内)

担当：福田・永田

TEL：0852-55-5399 FAX：0852-55-5070

E-Mail：kunibiki-geopark@city.matsue.lg.jp

7. 審査

研究成果によってもたらされる効果が、島根半島・宍道湖中海ジオパークの活動(誘客活動、地域活動、学術の進展、保護区の設定、など)に活用できる内容であることを審査基準とします。

8. 実績報告

事業完了後、次の書類を各1部令和6年2月29日(木)までに、島根半島・宍道湖中海(国引き)ジオパーク推進協議会事務局へ提出すること。

事業者への支払いも含め令和6年2月29日(木)までに事業を完了してください。

- (1) 補助事業等実績報告書
- (2) 実施報告書 ※任意様式
実施報告書作成にあたっては、補助研究の結果が当ジオパークにもたらす成果(当ジオパークの学術的価値の創出または向上、当ジオパークのPRや認知度の向上、当ジオパークの新たな活用方法の提示など)を明記してください。
- (3) 収支決算明細書 ※任意様式

- (4) 金融機関振込受領書（写し）、領収書など支出を証明する書類（写し）

事業に係る経費を確認するため、支出金額が確認できる書類を提出してください。

※実績報告後、研究テーマ、団体名（所属）、代表者名（氏名）、実施報告書を島根半島・宍道湖中海（国引き）推進協議会のHPで公開します。実績報告書の全文公開が困難な場合は、実施報告書の要約をHPで公開しますので、別途要約を作成し提出してください。

9. 補助金の支払い

実績報告の内容を精査して、補助金の交付額を確定し、支払いにあたっては、次の書類を各1部島根半島・宍道湖中海（国引き）ジオパーク推進協議会事務局までに提出すること。

- (1) 補助金等交付請求書

- (2) 口座振替依頼書

※原則として、申請者口座へ振込みます。申請者以外の口座への振込を希望される場合は、別途「委任状」の提出が必要となりますので、「6. 申込先、問い合わせ先」へご相談ください

10. その他

- (1) 補助金の交付に関する詳細については、「島根半島・宍道湖中海ジオパーク学術研究奨励事業補助金交付要綱」によるものとする。
- (2) 本事業を使って行われた研究成果は学会等で発表することが望ましい。研究成果を学会等で発表するときや学術誌等に投稿する際は、研究の一部に本事業を使用した旨を明記してください。また、本事業にかかわる研究について取材等を受ける場合は、研究の一部に本事業を使用した旨を伝えてください。
- (3) 本事業に不採択された研究の応募書類については、申請者に返送は致しません。ご返送を希望の場合は、改めてご連絡ください。
- (4) 提出書類等の様式は島根半島・宍道湖中海ジオパークのホームページに掲載します。

<https://www.kunibiki-geopark.jp/>